

勝浦市農業委員会会議録

(9月定例会)

平成30年9月6日(木曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

皆様には日々大変お忙しい中、定例会にご出席いただきましてありがとうございます。
テレビを拝見しておりますと、毎日災害関係の報道がなされております。

特に台風20号、また21号につきましては今までに無いような勢力を持った台風であり、近畿地方では強風により様々なところで大きな被害が出たようでございます。

また併せて、本日の午前3時頃に北海道で大きな地震が発生したということで、今朝テレビを付けたところ各局で報道がされていまして。

日本全国で被害が発生しているということで、被害に遭われた方につきましては、お見舞いを申し上げたいと思っております。

今年は7月末から9月の始めまで猛暑に見舞われまして、水稻農家については猛暑の中、収穫作業を行ったということで、ご苦労様でございます。

農地を見渡しますと、大口を除いては概ね収穫作業が完了しているのではないかと感じております。

まだ刈取作業が残っている方につきましては、体調等に気を付けながら行っていただければと思います。

また、刈取作業が終わっている方は農地の利用状況調査の方も進めていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会9月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は大森の畑、1筆、132平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は譲り受けて有効利用を図りたいとし、譲渡人は希望により譲りたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、県道勝浦上野大多喜線と農免道路の交差点から、●側約●●●メートルの地点となります。

次に、資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は大森の田、1筆、710平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は譲り受けて有効利用を図りたいとし、譲渡人は希望により譲りたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、県道勝浦上野大多喜線と農免道路の交差点から、●側約●●●メートルの地点となります。

続いて、資料の3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は大森の田、8筆、6,407.80平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は譲り受けて有効利用を図りたいとし、譲渡人は希望により譲りたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、県道勝浦上野大多喜線と農免道路の交差点から、●側約●●●メートルから●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、1番吉野茂子委員、お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

9月2日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況でした。

譲受人は、自宅から比較的近い申請地を譲り受け、獣害に強いタマネギ栽培等で有効利用を図りたいとし、譲渡人は、譲受人の希望により譲りたいとして申請に至ったとのことであります。

許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 引き続き、申請番号2番につきましても、1番吉野茂子委員、お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明とおりです。

9月2日、申請者と面談し現地を確認したところ、雑草や雑木が繁茂し長年にわたり耕作されていないとみられる状況でした。

譲受人は、自宅から比較的近い申請地を譲り受け、水稻栽培を行い有効利用を図りたいとし、譲渡人は、譲受人の希望により譲りたいとして申請に至ったとのこととあります。

許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 引き続き、申請番号3番につきましても、1番吉野茂子委員、お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明とおりです。

9月2日、申請者と面談し現地を確認したところ、いずれの筆も雑草や雑木が繁茂し長年にわたり耕作されていないとみられる状況でした。

譲受人は、自宅から比較的近い申請地を譲り受け、水稻栽培を行い有効利用を図りたいとし、譲渡人は、譲受人の希望により譲りたいとして申請に至ったとのこととあります。

許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の5ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は市野川の畑1筆、157平方メートル、農産物直売所に転用するための使用貸借を目的とした申請であります。

施設の概要は、農産物直売所として木造平屋建て12.96平方メートル、駐車場として車3台、バイク5台、自転車5台を整備しようとするものです。

転用の時期は許可日から平成30年12月31日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は、農業の多様化に伴い、米生産だけでなく野菜や米等を直接販売し経営の健全化と農家として継続を図りたいとし、譲渡人は、譲受人の計画に同意するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、小湊バス市野川折り返し場の●側、約●●●メートルの位置となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、2番末吉光委員、お願いします。

○2番（末吉光委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

9月3日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況でした。

譲受人は、米生産だけでなく農産物や加工品を直接販売し、農家として経営の健全化と継続を図るため、農産物直売所としたいとし、譲渡人は、譲受人の計画に同意するとして申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年8月28日付けで決定を求められたものです。

資料は5ページからとなります。

このたびの9月定例会に諮るべき件数は、新規設定1件、2,562平方メートル、再設定1件、11,398平方メートルの合計2件、13,960平方メートルです。

なお、申請番号1番は通常分であり、2番は大森地区ほ場整備事業に関連するものであります。

はじめに、5ページ、申請番号1番、中倉の田、4筆、11,398平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、10月1日から5ヶ年の新規設定です。

続きまして、資料の6ページの申請番号2番が、大森地区ほ場整備事業に関連するものであります。

本件は、大森地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

これまでに、79件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

資料6ページ、申請番号2番、大森の田、2筆、2,562平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、10月1日から17ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番及び2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番及び2番の計画は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第3、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会9月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時55分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年9月6日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
